

泉北教組定期大会は、  
文書による開催になります。  
集会形式での定期大会は  
行いません。

# 泉北教育

NO.2205 2021. 6.7  
発行 泉北教職員組合  
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2  
TEL0725-41-1953 Fax0725-44-6570  
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp



## 新型コロナウイルス ワクチン接種 職免に

新型コロナウイルスワクチンの接種が本格的に始まる中、和泉市教委は、5月27日付、大阪府教育庁は6月3日付で、新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務についての通知を出しました。

### 職免は非常勤職員にも適用

大教組（大阪教職員組合）は、5月、教職員のワクチン接種について職免にするよう申し入れを行いました。ワクチンの大規模接種がすすめられようとする中、ようやく大阪府教育庁は、

ワクチン接種時の服務の取り扱いの通知を出しました。通知では、  
・ 新型コロナウイルス接種を受ける場合 ↓ 職免  
・ 新型コロナウイルス接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合 ↓ 職免

【勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合】  
どちらも、「令和3年2月17日に遡って適用」、また、「職免の取扱いについては、非常勤講師及び非常勤補助員についても同様」となっています。  
和泉市は、大阪府庁の通知を待たず、ワクチン接種を職免にするとの通知を出しています。

#### 新型コロナウイルス感染症に関する服務の取扱いについて（追加）

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止・拡大防止のため、令和2年3月1日付で「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）」を送付しましたが、今般、5月21日付で大阪府から新たな追加通知が出されたことを受け、次のとおり取扱いを追加し、3月1日通って適用します。

（（1）（6）の下欄部分、（8）コロナワクチン接種が追加になります）

|                                 | 3/1（令和3年2月21日）の取扱い                                   | 3/1からの取扱い                                            |
|---------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| (1)3/2からの臨時休業期間及び6/1以降の養育活動再開後  | 通常勤務                                                 | 通常勤務（変更なし）<br>※在宅勤務についても適用                           |
| (2)感染した教職員                      | 病欠休職又は年休                                             | （4）により職免                                             |
| (3)教職員が療養の対象となった場合              | 職免                                                   | 職免（変更なし）                                             |
| (4)教職員・家族等が感染のおそれがある場合          | 職免<br>【保健所等から外出自粛等の要請を受けた場合】                         | 職免<br>【左記に加え、発熱等の風邪症状（※1）により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合】 |
| (5)児童生徒等の感染確認による臨時休業            | 職免                                                   | 職免（変更なし）                                             |
| (6)児童生徒等が濃厚接触者として確認されたことによる一部休業 | 職免                                                   | 職免（変更なし）<br>※5/31までの取扱い                              |
| (7)学校の臨時休業等により子の世話が必要になった場合     | 子の看護休暇<br>【1会計年度で付与される5日間（2人以上を養育する職員にあっては10日間）の範囲内】 | 職免<br>【勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（※2）】                   |

- ※1 発熱やのどの痛み、咳が続くこと（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）等  
※2 当該子が中学校就学の始期に達している場合にあっても、「職免」。

#### （8）【追加】新型コロナウイルスワクチン接種及び接種に伴う副反応が生じた場合の教職員の服務

- ①接種する場合  
②接種に伴う副反応があった場合  
③接種に伴う副反応がどうかかわらず、発熱に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があると認められる場合  
→①②③についての服務の取扱いは、職務に専念する義務を免除（「職免」）とします。

（注意事項）なお、職免の取扱いについては府県・市町村非常勤講師についても同様。

## 泉北教組 オンライン集会

緊急事態宣言で、通常の組合大会が実施出来ませんでした。組合員の皆さんの声を直接うかがい、職場の様子などを交流するために、オンライン集会を実施します。組合員の皆様の積極的な参加をよろしくお願いします。

6月20日（日）  
午前10:00～

